

令和2年度第10回南関町農業委員会会議録

令和3年1月13日(水)
午前9時30分開会
南関町役場 第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 1番 片山幸次君
 - 9番 大倉公泰君
5. 議 事
 - 第45号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第46号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第47号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第48号議案 農地利用集積計画の承認について(一括方式関係)
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

| | |
|----------|------------|
| 会長 竹島久利君 | 副会長 釘崎眞貴子君 |
| 1番 片山幸次君 | 2番 橋本勝君 |
| 3番 菅原和義君 | 4番 末竹信雄君 |
| 5番 荒木茂君 | 6番 西山良輔君 |
| 8番 山本精武君 | 9番 大倉公泰君 |

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

7番 片山カツ子君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 上田 賢 君

令和2年度第10回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより第10回農業委員会総会を開会いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） それでは本日、7番、片山委員より欠席の旨の通告がありましたので、報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは農業委員憲章朗読を4番の末竹委員さん、よろしくお願ひいたします。

○4番（末竹 信雄君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、おめでとうございます。今年も最初の委員会でございます。今年もよろしくお願ひをいたしておきます。

それから、昨年から新型コロナも蔓延しておりまして、今年こそ終息するかなと思ったら益々ひどくなっているような現状でございます。そこで、昨年からずっと念願に思っておりました事業集積とか荒廃地の視察なんかも計画しておりましたが、この新型コロナでいろいろ中止せざるを得ないような状態でございます。また、各イベントや催しあたりもほとんど中止になっているような現状でございます。そこで、今年度は大体終息をすれば、利用集積計画とか、荒廃地の問題もありますけど、そういうことで優良農地を残すような集積をしたいと思ひます。どうぞ、今のところこういう状況でコロナのためにできないような状態でございます。

今後、できるようになれば順次行いたいと思ひますので、そのときはよろしくお願ひをいたしておきます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会長にお願ひいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人を指名をしたいと思っておりますので、今回は議事録署名議員として1番、片山委員、9番、大倉委員を指名をいたします。よろしくお願いいたしますしておきます。

なお、先ほど申しましたように前回に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局が行う議案書の説明については、事前に資料を配付しておりますので、必要最小限度といたします。よろしくお願いいたしますしておきます。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議案審議に入ります。

第45号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は7件の7筆でございます。

本案について、現地調査に出向かれた農業委員より説明をお願いをいたしておきます。6番、西山委員お願いします。

○6番（西山 良輔君） 第45号議案、農地法第3条、所有権移転申請の1番について説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、4番、末竹委員さんからお願いをいたします。

○4番（末竹 信雄君） 議案第45号、農地法第3条所有権移転申請の2番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。続きまして、副会長釘崎委員、お願ひします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） 釘崎です。ご説明いたします。議案第45号、農地法第3条所有権移転申請の3番についてご説明いたします。

こちらは、4番との交換による所有権移転申請でありますことから同時に説明いたします。3番、4番ともに、1月7日事務局と推進委員さんと現地の確認をいたしましたところ、申請等により協議、検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、3番菅原委員、お願ひします。

○3番（菅原 和義君） 議案第45号、農地法第3条所有権移転申請の5番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議の方、よろしくお願ひします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、9番大倉委員、お願ひします。

○9番（大倉 公泰君） おはようございます。議案第45号が出ておりましたので、6日に事務局と3人で現地確認いたしました。

この6番と7番を含む譲渡人譲受人は同じのため、両方とも一緒に審議してもらいたいと思います。第45号農地法第3条所有権移転6番、7番について説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となっております。現地の確認を行い、申請書等により協議、審議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

どうか、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。先ほど冒頭に申し上げました7件の7筆と申し上げましたけれども、7件の8筆でございます。

そのところ、審議をお願ひしときます。

ただいま、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。第45号議

案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第45号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第46号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は1件の6筆でございます。本案について現地調査に出向かれました農業委員さんより説明をお願いします。

1番、片山委員をお願いします。

○1番(片山 幸次君) 第46号議案、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の1番についてご説明いたします。

転用目的は流通業務等施設です。土地利用計画は、倉庫敷地396.9㎡、事務所敷地79.49㎡、駐車場921.56㎡、資材置場657.52㎡、車両通路や、のり面ほかとして3,910.53㎡となっております。

申請地の農地区分は、農地の広がり10haを超えてることから、第1種農地ではありますが、例外規定である流通業務施設を国道の沿道に設置するものことから、許可は可能となっております。

1月7日に事務局と推進委員の方と3人で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面で転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質問ございませんか。ご意見等ございませんか。

○9番(大倉 公泰君) いいですかね。

○議長(竹島 久利君) はい、どうぞ。

○9番(大倉 公泰君) これは売買でなくて、有償で書いてありましたが貸付ですね。売買ですか、貸付ですか。

○議長(竹島 久利君) 事務局説明。

○事務局(上田 賢君) すいません、事務局よりご説明申し上げます。こちらについては売買による所有権移転となっております。

○議長(竹島 久利君) 農振外ですからね。そのほか、何かご意見、ご質問ありませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。

46号議案、原案のとおり決定することに異議ありませんか

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第46号議案は、原案どおり決定をいたします。

それでは、続きまして、第47号議案「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。本件は、農業経営基盤強化推進法に基づく、農地利用集積計画の8件の23筆でございます。内容は、事務局の説明文を読んでもください。

何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) それでは、ないようでございますので採決をいたします。第47号議案について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) それでは、異議なしと認め、第47号議案は、原案どおり決定をされました。

続きまして、第48号議案「農地利用集積計画の承認について(一括方式)」の承認についてを議題といたします。本案は、農業経営基盤強化推進法に基づく、農地利用集積計画の62件、198筆でございます。

先ほどと同じく事務局の説明文のほうを見てください。

その中で、ご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。ひと通り目を通されましたでしょうか。その中で何かご意見、ご質問ございませんか。大体見られたでしょうか。その中でご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。第48号議案について原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第48号議案は、原案どおり承認をされました。

○議長(竹島 久利君) 本日の議案審議は、これにて全部終了いたしました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長(竹島 久利君) 本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思っておりますので、異議ありませんか。

(はいの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様方には慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、議長
の席を下りさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、よろしく願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

これをもちまして、第10回農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前9時53分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人